

2 令和2年「政府に対する意見」への政府の対応状況

令和2年年次報告書において、行政における特定秘密保護制度の運用状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見^(※1)」(審査会意見)として記載し、早急に改善を図ることを求めた。

当審査会は、関係行政機関から、この審査会意見に基づき講じた措置又は講ずる予定の措置等について説明を聴取した。以下、その概要について、下掲の項目毎に、順次記述する。

(※1) 令和2年審査会意見の項目

- 1 当審査会への対応状況関係
- 2 指定管理簿関係
- 3 特定秘密文書の管理関係
- 4 適合事業者関係

1 当審査会への対応状況関係

意見

各行政機関における対応

各行政機関は、改正運用基準に鑑み、当審査会がその調査に関し特定秘密の指定等の適正性を判断する過程において必要があると認め説明を求めた場合には、特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明する等なお一層真摯に対応すること。特に外務省は、当審査会がこれまでの年次報告書の意見において、当審査会への対応の在り方の改善について重ねて指摘してきた事実を改めて重く受け止め、改正運用基準の趣旨に沿った対応をすること。

【内閣情報調査室】

関係行政機関に対し、審査会が必要であると認め、説明を求めた場合には、各行政機関は特定秘密以外の不開示情報についても説明するなど積極的な対応に努めるよう周知した。

(令和4年3月3日 審査会)

これまで、必要な場合には、特定秘密以外の不開示情報を用いて可能な限り丁寧に説明を行ってきた。引き続き丁寧な対応に努めていきたい。

(令和4年3月10日 審査会)

【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】

これまで、審査会の場において説明を求められた場合には、可能な限り丁寧な説明の実施に努めてきたところである。引き続き適切な対応に努める。

(令和4年3月10日 審査会)

【警察庁】

審査会から説明要求がなされた場合には、国権の最高機関たる国会からの求めであることを踏まえ、できる限り説明を尽くすべく、また審査会が特定秘密の指定等の適正性について十分調査を行うことができるよう、特定秘密以外の不開示情報についても必要な説明に努める。

(令和4年3月17日 審査会)

【公安調査庁】

審査会に対して特定秘密の指定等の適正性を説明する過程において、情報の提供元や入手した情報の件数の推移等、特定秘密以外の不開示情報についても、積極的に説明を行った。

(令和4年3月17日 審査会)

【外務省】

審査会からの御指摘を踏まえ、特定秘密を指定する外務省各部署において、これまでの年次報告書における審査会の御意見及び改正運用基準をよく踏まえた対応を取るよう周知徹底した。

(令和4年3月24日 審査会)

1 当審査会への対応状況関係	
意見	各行政機関における対応
	<p>【海上保安庁】</p> <p>審査会への行政機関による丁寧な説明が国会の信頼、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼が得られることにつながることを強く意識し、審査会からの説明要求には丁寧で分かりやすい対応に努めてきた。今後も審査会から必要な報告や資料の提出を求められた場合には、真摯な対応に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(令和4年3月17日 審査会)</p> <p>【防衛省】</p> <p>防衛省においては、これまでも本審査会において不開示情報を用いて可能な限り丁寧な説明を行ってきたが、引き続き適切な対応に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">(令和4年3月31日 審査会)</p>

2 指定管理簿関係

意見

各指定行政機関においては、改正運用基準を踏まえ指定管理簿を修正する場合には、指定要件の充足性等の判別が可能となる、より具体的な記述内容となっているかどうかよく精査すること。また、内閣情報調査室は、各行政機関において修正されたものについて、改正運用基準の趣旨が反映されているか改めて精査し、必要と認められる場合には、再修正等適切な対応を求めること。

各行政機関における対応

【内閣情報調査室】

関係行政機関に対し、指定要件の充足性等の判別が可能となるよう、より具体的な記述内容となっているか精査するよう周知しており、内閣情報調査室としてもその状況を確認している。引き続き、各行政機関で作成された指定管理簿が、横断的に統一性のある具体的な基準とされているか精査していく。

(令和4年3月3日 審査会)

指定管理簿を修正する場合には、指定要件の充足性等の判別が可能となる、より具体的な記述内容となっているかどうかよく精査し、改正運用基準の内容を遵守するよう努める。

(令和4年3月10日 審査会)

【警察庁】

従来、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で指定管理簿を具体的に記載するように努力しており、運用基準改正後に特段の修正は行っていない。

なお警察庁では、特定秘密の保護に関する訓令に基づき、特定秘密の指定の理由の点検を年1回以上実施し、令和2年中においては12月に点検を行い、特定秘密の指定の3要件の充足性を判断している。

(令和4年3月17日 審査会)

【総務省】

従前より、特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となるよう、指定管理簿における特定秘密の概要を具体的に記述している。

(令和4年3月17日 審査会)

【海上保安庁】

改正運用基準を踏まえ、毎年、指定の理由の点検時に指定管理簿の記述内容の精査を行い、指定要件の充足性等が具体的に記述されていることを確認している。今後、新たに特定秘密を指定する場合においても、改正運用基準の趣旨を踏まえ、指定管理簿への具体的な記述に努める。

(令和4年3月17日 審査会)

3 特定秘密文書の管理関係

意見

特定秘密文書の不適切な管理に起因すると思われる誤廃棄事案が複数発生していることから、各行政機関においては、これまで以上に緊張感をもって特定秘密文書の管理に当たること。特に誤廃棄事案が発生した行政機関においては、公文書管理制度などの所定の手続を経ず原本を含む特定秘密文書が廃棄されたことを重く受け止め、改めて現場の業務従事者を含む全ての取扱者に対し廃棄のための手続の周知徹底等の再発防止策を講じること。

各行政機関における対応

【内閣情報調査室】

関係行政機関に対して、特定秘密文書の管理の徹底を周知した。他方、昨年5月、経済産業省において、職員のキャビネットから特定秘密文書等管理簿に登録していない特定秘密文書が発見されるという事案が発生した。

当該行政機関による調査の結果、本件による情報漏えい等は認められず、省内規程の改正や研修の強化など、再発防止対策を講じているものと聞いている。詳細は経済産業省にお尋ねいただきたいが、引き続き再発防止に向けた取り組みを進めていると承知をしている。制度担当としては、改めて、各行政機関に対し、特定秘密の適切な管理のため、周知に一層努める。

(令和4年3月3日 審査会)

令和3年9月、内閣情報調査室に勤務する職員が、特定秘密文書15件を自宅としていた公務員宿舎に持ち帰っていたことが判明した。発覚の経緯としては、病死した当該職員の自宅において、別の内閣情報調査室職員が特定秘密文書を発見したものである。内部調査の結果、規程が定める管理方法に照らして不適切な管理が行われていたことが判明した。なお、特定秘密の漏えいは確認されなかった。今後は文書管理を強化するほか、保全教育の内容を見直した上で、教育を徹底し、再発防止に努める。

(令和4年3月10日 審査会)

【内閣官房（国家安全保障局）】

国家安全保障局においては特定秘密保護法を始め関連諸規定に基づき適切な管理を行っているところであり、誤った廃棄等の事案は発生をしていないが、今後も、定期的に保全教育を通じた職員意識の向上を図るなど、引き続き適切な管理に努めて参りたい。

また、3月9日に経済産業省から処分のあった元内閣審議官の事案については、特定秘密の漏えいがなされた事実は確認されていない。

(令和4年3月10日 審査会)

【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】

内規に基づき、特定秘密の保護の状況について定期検査を年2回以上実施するとともに、秘密保全教育を年1回及び必要な場合に実施している。秘密保全教育の際には、特定秘密保護制度の概要等に加え、文書の受領や廃棄のための具体的な手続も周知しているところであり、引き続き秘密の保護を徹底していく。

あわせて、今後も、特定秘密保護法を始めとする各種規程を遵守し、緊張感をもって特定秘密文書の管理に当たるよう努める。

(令和4年3月10日 審査会)

3 特定秘密文書の管理関係

意見

各行政機関における対応

【警察庁】

特定秘密の保護に関する訓令に基づき、特定秘密の保護の状況について、毎年度2回以上検査を実施することとしている。令和2年中は令和2年3月と10月に検査を実施するなどして、適切な管理に努めている。

また、都道府県警察が保有する特定秘密については、各都道府県警察が自ら毎年度2回以上特定秘密の保護の状況の検査を独自に実施するほか、毎年度1回以上、警察庁から各都道府県警察に職員を派遣し、検査を実施している。

(令和4年3月17日 審査会)

【総務省】

総務省特定秘密保護規程（平成26年12月10日総務省訓令第47号）に基づき特定秘密文書を厳正に管理しているところ、引き続き緊張感を持って特定秘密文書の管理に当たっていく。

(令和4年3月17日 審査会)

【公安調査庁】

公安調査庁特定秘密保護規程に基づき、取扱業務者を含む全職員に対して年1回の保全教育を実施している。この中で、特定秘密文書の廃棄に当たっては、独立公文書管理監による検証・監察を受けた上で内閣総理大臣に協議する必要があることを説明するなどし、一般の行政文書とは廃棄の手続きが異なることを周知している。

また、同規程に基づき毎年2回実施している定期検査では、特定秘密文書等管理簿の記録と特定秘密文書を突合するなどし、これらが適切に管理されていることを確認している。

(令和4年3月17日 審査会)

【経済産業省】

誤廃棄ではないが、令和3年5月、省内で保護規程が定める管理方法に照らして不適切な管理が行われている特定秘密文書1件が発見された。

本件事案に対しては、内閣情報調査室に情報提供・相談の上、適切に対処を行った上で、再発防止に向けて、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚等を図った。

(令和4年3月17日 審査会)

【海上保安庁】

職員の教育や特定秘密文書の管理状況の検査を定期的実施するとともに、公文書管理制度を十分に理解の上、誤廃棄事案等の不適切な特定秘密文書の取扱いが行われることのないよう、今後とも緊張感を持って適切な運用、管理に努める。

(令和4年3月17日 審査会)

3 特定秘密文書の管理関係

意見

各行政機関における対応

【防衛省】

内規に基づき、特定秘密の保護状況について年2回以上定期検査等を実施するとともに、保全教育を年1回以上実施している。保全教育に当たっては、秘密保全と文書管理の担当部署との連携を密にして、文書管理を含めた特定秘密文書の適切な管理に係る教育資料を使用した秘密保全及び文書管理に関して一元化した教育を実施しているところである。引き続き、適正な管理及び知識、技能の向上に努める。

(令和4年3月31日 審査会)

4 適合事業者関係

意見

適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関においては、情報漏えいの防止の観点から、引き続き適合事業者における秘密保持の体制の把握や適性評価の実施状況の確実な確認等情報管理には万全を期すこと。

各行政機関における対応

【内閣情報調査室】

関係行政機関に対して、適合事業者の業務従事者を含む全ての特定秘密取扱者に対する管理徹底に努めるよう改めて周知した。

(令和4年3月3日 審査会)

適合事業者は、特定秘密の保護に関する業務の実施体制、特定秘密文書等の取扱い、保管状況の点検、従業員に対する教育等を定めた保全規則を作成することになっている。当該規程に従い、特定秘密を適切に管理している。

内閣情報調査室においては、引き続き、適合事業者に対し、契約に基づき、特定秘密の保全措置の実施状況について必要に応じて立入りを伴う検査を実施するなどして、情報管理に万全を期す。

(令和4年3月10日 審査会)

【防衛省】

適合事業者は、特定秘密の保護に関する業務の実施体制、特定秘密文書等の取扱い、保管状況の点検、従業員に対する教育等を定めた保全規則を作成することとなっており、当該規程に従い、特定秘密を適切に管理している。

防衛省においては、引き続き、適合事業者に対し、契約に基づき、特定秘密の保全措置の実施状況について必要に応じて実地に検査を実施するなど、情報管理に万全を期す。

(令和4年3月31日 審査会)

【防衛装備庁】

防衛装備庁は従来から契約に付す特約事項に基づき、下請者も含む適合事業者に特定秘密の保護に必要な措置を講じさせるとともに、毎月1回、実地において特定秘密の保護状況に関する検査を実施している。

また、適合事業者の従業者についても、実際に特定秘密を取り扱う必要最小限の範囲で選定させ、防衛装備庁がこれらの従業者の適性評価を実施している。

防衛装備庁としては、今後とも、適合事業者における特定秘密の保護に係る体制の把握や適性評価の実施状況の確認に万全を期す。

(令和4年3月31日 審査会)

意見全体に対する対応関係

【法務省】

特定秘密の管理については、特定秘密保護法、同施行令、運用基準及び法務省特定秘密保護規程に従っているところ、特定秘密の保護のための措置を適確に講じることが特定秘密を取り扱う者の責務とされていることを踏まえ、引き続き、その適正な運用に努める。

(令和4年3月17日 審査会)

【出入国在留管理庁】

特定秘密の指定、特定秘密の取扱いの業務及び適性評価に関する手続等については、特定秘密保護法、同法施行令、運用基準及び出入国在留管理庁特定秘密保護規程に従って実施しているところ、衆議院情報監視審査会におけるこれまでのご意見を踏まえ、制度所管庁等と必要な連携を図りつつ、引き続き、その適正な運用に努めてまいりたい。

(令和4年3月17日 審査会)

○その他（過去の「政府に対する意見」（審査会意見）関連）

＜行政文書が不存在である特定秘密の現状＞

行政文書が不存在である特定秘密については、過去複数回²²にわたり、当審査会の年次報告書における審査会意見の中で指摘してきており、引き続き政府における対応を注視している。令和3年においても、各行政機関より特定秘密ごとの文書件数等についての資料の提出を受けたところ、これらを集計し、表に取りまとめた《表2-5》。

《表2-5》行政文書不存在（令和2年末時点）の特定秘密の現状（行政機関別）

行政機関名	行政文書が不存在の特定秘密件数	行政文書が不存在である理由	件数
内閣官房	12	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	12
外務省	1	他機関が保有しているもの	1
防衛省	107	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	25
		物件が存在しているもの	81
		行政文書も物件もないが、具体的な情報が(職員の知識として)存在するもの	(※) 1
防衛装備庁	2	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	2

(※) 令和3年に文書作成済み。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

²² 平成28～30年審査会意見